

組合職員（消防職）の懲戒処分について

令和7年9月1日
茨城西南広域消防本部

組合職員（消防）の懲戒処分について

今般、消防本部において、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

- 1 被処分者 古河消防署に勤務する50代の職員（消防司令長）
- 2 対象行為 同僚職員に対する侮辱行為
（被処分者は、令和2年頃からインターネットの掲示板に誹謗中傷を繰り返し書き込み、簡易裁判所から令和7年5月に侮辱罪で略式命令（罰金10万円）を受けた。）
- 3 懲戒処分
 - (1) 処分内容 減給10分の1（3か月）
 - (2) 処分日 令和7年9月1日
 - (3) 根拠法令
 - ・地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）
 - ・地方公務員法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
 - ・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止違反）
- 4 監督責任 当時の古河消防署 署長を「嚴重注意」としました。

※ 消防職員に対する懲戒処分の発令は消防長（任命権者）が行っています。

管理者コメント

今回の職員の不祥事により、住民の信頼や信用を損ねてしまい、深くお詫び申し上げます。消防業務は何よりも組織の一体感が大切です。職員の倫理観を高めるとともに法令遵守を一層徹底し、さらに相談窓口の拡充等を通し再発防止と住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問合せ先 消防本部総務課
電話 0280-47-0124